

自立相談支援と連携する他の支援事業

家計相談支援事業

失業や債務問題などを抱え、家計に問題のある人に、家計を再建するための支援を行います。

住居確保給付金

離職により住居を失った人、または住居を失うおそれの高い人に、就職活動をし仕事に就くために、期限付きで家賃相当額を支給します。

生活福祉資金貸付制度

低所得・障がい者・高齢者世帯などに対し、世帯生活の安定と自立を目的に、資金の貸付を行います。(貸付には返済が伴うため、貸付条件を満たす必要があります)



生活に不安や心配がある人は、ひとりで悩まず、深刻化する前に早めに相談しませんか。

まずはお気軽にお電話ください。

ご相談・お問い合わせ

生活自立相談支援センター

電話 0259-81-1155
受付時間 平日8:30~17:15

〒952-0206 佐渡市畑野甲533番地
社会福祉法人 佐渡市社会福祉協議会

生活自立相談支援センター のご案内

このような不安や心配を抱えていませんか

- ・生活費のやりくり困っている
- ・借金が多くて、どうしたら良いかわからない
- ・就職したいのに、なかなか決まらない
- ・仕事が長続きしない
- ・家族のことで悩んでいる
- ・人とうまく話ができない
- ・どこに相談したらいいか、わからない



こんなときは...

ひとりで悩まず、**ご相談**ください

生活困窮者を支援する「第2のセーフティネット」

<第1のセーフティネット>

社会保険制度
労働保険制度

<第2のセーフティネット>

生活困窮者自立支援制度

<第3のセーフティネット>

生活保護制度

日本には、安心して働けるように「社会保険制度」や「労働保険制度」が「第1のセーフティネット」としてあります。また、万一のときにも最低限の暮らしは維持できるように「生活保護制度」が「第3のセーフティネット」として整備されています。

しかし、近年の雇用状況の変化から、それだけでは安心した国民生活を支えられなくなってきており、生活保護に至る前に早期の支援を行う「第2のセーフティネット」として「生活困窮者自立支援制度」が構築されました。

自立相談支援事業

自立相談支援事業で本人に必要な支援を把握し、本人の状況に応じたさまざまな支援につなげていきます。

<相談から支援までの流れ>

①まずは、困っていることについてお話しください。

②お困りごとの内容にふさわしい対応方法を考えます。

③生活の状況と課題を明らかにします。

④自立した生活を送るための支援プランを作ります。

⑤プランにもとづいた支援が提供されます。



さまざまな関係機関と連携して支援を行います

<専門の支援員が相談に応じます>

- 主任相談支援員・・・相談業務全般をマネジメントし、高度な相談支援、他の支援員への指導・育成などを行います。
- 相談支援員・・・相談者から相談を受け、課題の分析やプランの作成、包括的な支援の実施を行います。必要に応じて訪問支援も行います。
- 就労支援員・・・ハローワークや協力企業などと連携し、職業訓練、就労支援など就労に関する支援を行います。

自立への一歩を踏み出しましょう

ケース1 「生活費のやりくりで困っている。公共料金も滞納して止められそうだ。」

現在どのようにお金を使っているのかを知ることが、家計見直しの第一歩です。支援員が家計全体を見渡し、改善点を見つけます。

家計相談のご相談に対しては、まずはレシートを集めることからおすすめしています。自分が何にお金を使っているか気づくことで、無駄な出費を減らすことができます。また、滞納している税金や公共料金、借金があるのならば、無理のない返済計画を立て、すこしずつ支払っていくことも大切です。

一年という生活の中では、冠婚葬祭や家族の医療費など急な出費もあるものです。一年間のお金の流れを知り、貯蓄につなげましょう。

いままで家計簿をつけたことがないという方も、安心してご相談ください。支援員がお手伝いします。

ケース2 「働きたいけど、どうしたらいいかわからない。」

仕事を見つけるためには、まずは何度もハローワークへ通い、探していただく必要があります。しかし、すぐに働くことができない場合もあるかもしれません。「人とうまく話ができない」「長く働いてなかったから、働くこと自体が不安」など、このような不安を抱えている場合は社会参加から始めるなど、一人ひとりに合わせたペースで一歩を踏み出せるよう一緒に探っていきます。

また、仕事以外の心配ごとがあるために仕事に就けない人もいます。そのようなケースの場合は、本人だけでなく家族も含めて包括的に支援します。

ケース3 「困っているが、どこに相談していいのかわからない。」

家庭や就労、心身の問題など抱えている問題を広く支援員がうかがいます。秘密は守られますので、安心してご相談ください。本人の意思や希望を尊重しながら、必要な支援を考えます。相談の内容によっては、適切な対応ができる他の専門機関につなげます。

一人ひとりに寄り添いながら、あなたに合った方法を一緒に考えます。